

## (参考) 令和7年度の雇用保険料率(案)

	令和6年度	令和7年度(案)
雇用保険料率(全体)	1.55%	1.45%
(内訳)		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.8% 	0.7%
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4%	0.4%
二事業費充当徴収保険率	0.35%	0.35%

(注1) 失業等給付費等充当徴収保険率及び育児休業給付費充当徴収保険率は、労使折半で負担。二事業費充当徴収保険率は、事業主のみが負担。

(注2) 失業等給付費等充当徴収保険率は、法律上、0.8%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.4%まで引き下げることが、基準を下回る場合は1.2%まで引き上げることが、可能となっている。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたことを踏まえ、0.8%から0.7%に引き下げる。

(注3) 育児休業給付費充当徴収保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)により、令和7年度から保険料率を現在の0.4%から0.5%に引き上げる一方、実際の保険料率は弾力倍率が基準を上回る場合は0.4%に引き下げることが可能な仕組みが導入された。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたことを踏まえ、0.4%に引き下げ、現在と同じ保険料率とする。

(注4) 二事業費充当徴収保険率は、法律上、0.35%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.05%引き下げることとなり、更に必要がある場合には0.25%とすることが可能となっている。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率は基準を超えなかったため、0.35%となる。